

福岡県医発第148号(学)
平成16年4月16日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修について

日本医師会では、生涯教育事業として A C L S (二次救命処置) 教育を位置付け、地域医師会が実施する A C L S 研修会を日本医師会が指定し、それを修了した医師には修了証を日本医師会が交付することといたしました。

つきましては、地域での A C L S 研修会を日本医師会の指定研修とするための手続きについて、別紙のとおり概要及び要領・細則等をお送りいたします。

趣旨ご理解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修

要 綱

日 本 医 師 会

第1章 総則

【目的】

第1条 日本医師会員の生涯教育としてA C L S教育を位置づけ、医師による効果的な救命処置・治療の実施を推進することで、救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的とする。

【名称】

第2条 「日本医師会A C L S（二次救命処置）研修」（以下、「本研修」と称し、地域の医師会等が実施する二次救命処置（Advanced Cardiac Life Support。以下、「A C L S」）に関する教育を内容とする研修会であって、日本医師会長が指定するものを修了した医師について、日本医師会A C L S（二次救命処置）研修修了証を交付するものとする。

【定義】

第3条 本要綱の用語は、次の例による。

- （１）指定研修会 第8条により、日本医師会長が指定する研修会
- （２）研修会実施主体 指定研修会を実施する者

【基本理念】

第4条 本研修は、次の各号を基本理念とする。

- （１）A C L S研修を、日本医師会の生涯教育に位置づけること
- （２）医師による救命処置・治療実施の意義を訴え、それを推進するものであること
- （３）わが国のA C L S教育の整合を図るものであること
- （４）主たる対象者を、常時救急医療に従事しない全ての医師とすること
- （５）A C L S研修会を修了した者が、継続的な研鑽に励むことを推進するものであること

【責務】

第5条 日本医師会及び都道府県医師会は、本研修の管理・運営を通じ、医師による効果的な救命処置・治療の実施を推進し、我が国における救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に努めなければならない。また、様々な方策をもってA C L Sの普及啓発を図ることに努めなければならない。

- 2 A C L S研修会を実施する者は、本要綱の規定に従い、研修会の適正な実施、運営に努めなければならない。
- 3 本研修修了証の交付を受けた者は、その後も、修得した技能の維持や新たな知見、技能の修得を図るため、継続的に研修を受けるなどの研鑽に努めなければならない。

【運営】

第6条 本研修は、社団法人日本医師会（東京都文京区本駒込2 - 28 - 16）が運営する。

2 本研修の運営の実務を行う組織として、社団法人日本医師会に日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修運営委員会（以下、「運営委員会」）を設置する。その他組織及び職務内容等については、細則に定める。

3 本研修の事務局は、社団法人日本医師会地域医療第1課に置く。

【学習目標】

第7条

本研修は、下表に掲げる事項を学習目標とする。

コース目標	系統的な A C L S アプローチに基づいた、急変患者への適切な対処やチーム蘇生の方法を習得する
学習目標	突然の心停止に対する最初の 10 分間の適切な蘇生法を修得する
到達目標	A C L S アルゴリズムにおける Primary ABCD survey、Secondary ABCD survey について説明できる
	蘇生を始める必要性を判断でき、行動に移すことができる
	B L S（一次救命処置）に習熟する
	A E D（Automated External Defibrillator。自動体外式除細動器。以下、「A E D」）を安全に操作できる
	心停止の4つの心電図波形を診断できる
	除細動の適応を判断できる
	除細動を安全かつ確実に行うことができる
	状況と自分の技能に応じた気道管理法を選択し実施できる
	気道が確実に確保できているかどうかを判断できる
	状況に応じて適切な薬剤を適切な方法で投与できる
	治療可能な心停止の原因を知り、原因検索を行動にできる
	経皮ペーシングの適応を述べることができる

第2章 研修会の指定

【研修会の指定】

第8条 日本医師会長による本研修の指定は、当該研修会が実施される区域を所管する都道府県医師会長が承認するものに対して、第3項による審査の内容等を勘案して行うものとする。

2 本研修の指定のための申請は、前項の承認をした都道府県医師会長が、細則に定める様式により行うものとする。また、申請にあたっては次の各号に定める書面を添付するものとする。ただし、研修会実施主体が医師会の場合は、第一号に定める書面の添付を要しない。

（1）研修会実施主体の事業内容を説明する書面

- (2) 当該申請に係る研修会の対象者、教育内容及び修了認定方法を説明する書面
- (3) その他日本医師会が当該申請に係る研修会について次項による審査を行うのに必要な書面
- 3 日本医師会は、次の各号に定める基準に照らして当該研修会の内容を審査する。なお、試験の実施の要否は、各研修会実施主体の判断に委ねるものとする。
- (1) 学習目標が、前条の表に掲げられている事項と合致すること。
- (2) 教育内容が、救急医療設備の限られた医療機関や医療機関外での心停止例を考慮したものであること。
- (3) 主な対象者が、常時、救急医療に従事しない医師であること。ただし、指定基準を満たしていれば救急医療に従事する医師、看護職員や救急救命士等の参加を妨げるものではない。
- (4) 教育内容が、別表に定める標準カリキュラムと同等又はそれ以上であると認められること。
- (5) 講師やインストラクター等が、救急蘇生法に精通している者であること
- (6) 受講者が6人を超える場合は、受講者を1グループ最高6人に分けて実習を行うものであること。
- (7) 実習の内容に、気管挿管及び除細動の習熟を含むものであること。
- (8) 下表の医薬品や医療用具を用いた実習を行うものであること。
- | |
|---|
| a. 気道確保、換気・人工呼吸 |
| (ア) ワンウェイフィルター付きのポケットマスク・フェイスシールド |
| (イ) ラリングアルマスク・食道閉鎖式エアウェイ |
| (ウ) 気管挿管用チューブ |
| (エ) バッグバルブマスク(アンビュバッグ) |
| b. A E D |
| c. 心電図モニター |
| d. 救急医薬品(乳酸リンゲル液、エピネフリン、アトロピン、リドカイン、硫酸マグネシウム、プロカインアミド等) |
| e. 訓練用人形(不整脈を起こし、A E D、気管挿管の実施が可能なもの) |
- (9) テキストが、日本救急医療財団監修、同財団心肺蘇生法委員会編著「救急蘇生法の指針」(医師用)又はこれに準拠するものであること。
- 4 日本医師会は、研修会の指定を行ったとき、あるいは指定を行わなかったときは、その旨を遅滞なく当該都道府県医師会長に通知する。
- 5 日本医師会は、本条による申請を受け、又は指定を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。
- 6 日本医師会は、研修会実施主体が、本条に定める指定を受けた旨を広報することを許諾する。ただし、営利を目的とする場合及び第10条により指定を取り消した場合を除く。
- 7 本研修の指定のための申請は、その実施日前1年内に行わなくてはならない。ただし、すでに実施した研修会にあっては、指定のための申請の受理日がその実施日から1年を経過していないものとする。

【オプション研修等】

第9条 日本医師会長は、前条による申請が行われた研修会の内容に、本要綱に定める学習目標やカリキュラム等を超えるものと認められる研修（以下、「オプション研修」）であって、次の各号に定めるものが含まれている場合は、これを修了証に特記できる事項とすることができる。

- （１）脳卒中への初期対応
- （２）外傷への初期対応
- （３）その他、修了証に特記することが適当とみとめられるもの

２ 日本医師会長は、専ら、前項の各号のいずれかに該当する項目を実施する研修会であって、第8条による申請がなされたものを、オプション研修会として指定することができる。

３ 前項のオプション研修会については、本条に定める他、前二条の規定を準用する。

【研修会の指定の取り消し等】

第10条 日本医師会長は、指定研修会が第8条第3項に定める基準に適合しなくなったときには、改めて同条による審査をし、その内容を勘案した上で、その指定を取り消すことができる。

２ 日本医師会長は、研修会実施主体が、営利を目的とした本研修の利用その他本研修の品位を損ねる行為をしたときには、その指定を取り消すことができる。

３ 日本医師会長は、指定研修会の指定を取り消したときには、遅滞なく当該研修会の承認をした都道府県医師会長にその旨を連絡するものとする。

第3章 修了証の交付

【修了証の交付の申請】

第11条 修了証の交付は、研修会実施主体が当該指定研修会を修了したものと認め、かつ修了証の交付を受けることを希望する者（以下、「申請者」）に対して行うものとする。

２ 修了証の交付のための申請は、当該指定研修会の承認をした都道府県医師会長が、細則に定める様式により行うものとする。

３ 当該の都道府県医師会長及び研修会実施主体は、当該申請者が当該申請に係る指定研修会を修了した者であることについて、確認しなければならない。

４ 日本医師会は、本条に定める申請を受けるにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

５ 修了証の様式は、細則に定めるものとする。

【修了証の交付の要件】

第12条 日本医師会は、前条により修了証の交付のための申請を受理したときには、遅滞なく当該申請者が次の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 医師であること
 - (2) 当該研修会が指定研修会であること
 - (3) 当該指定研修会を修了していること
- 2 日本医師会は、研修会実施主体に対し、前項の資格の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

【修了証の交付】

第 1 3 条 日本医師会長は、当該申請者が前条に定めるいずれの要件をも満たしていることを確認したときには、当該指定研修会の承認をした都道府県医師会長を経由して当該申請者に修了証を交付する。

- 2 日本医師会は、修了証を交付するにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

【オプション研修の修了、修了証への特記】

第 1 4 条 日本医師会長は、当該指定研修会に第 9 条に定めるオプション研修が含まれており、かつ、修了証を交付した者がこれを修了した場合には、その意欲を尊重するため、修了証にその旨を特記することができる。

- 2 修了証を交付した者が、オプション研修会を修了した場合には、その意欲を尊重するため、交付した修了証にその旨を特記することができる。
- 3 日本医師会長は、前二項の特記に代えて証票を交付することができる。
- 4 修了証への特記に係る手続きについては、本条に定める他、前三条の規定を準用する。

【修了証の再交付】

第 1 5 条 日本医師会長は、修了証を交付した者が修了証を喪失した場合には、その者の申請により、修了証を再交付する。

- 2 修了証の再交付に係る手続きについては、第 1 1 条乃至第 1 3 条の規定を準用する。

【修了者の登録】

第 1 6 条 日本医師会は、「日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修修了者名簿」（以下、「修了者名簿」）を備え置き、修了証を交付したときには、遅滞無く次の各号に定める事項を登録する。なお、修了証を交付した後にオプション研修に係る特記をした場合の取扱いも同じとする。

- (1) 修了証を交付した者の氏名及び住所
 - (2) 医籍登録番号又は日本医師会員 I D 番号
 - (3) 登録に係る指定研修会の名称
 - (4) 登録に係る指定研修会の実施主体
 - (5) 登録に係る指定研修会の受講日
 - (6) 第 1 4 条により修了証に特記できるオプション研修
- 2 修了者名簿の登録事項に変更が生じたときには、修了証を交付した者又は研修会実施主体は、細則に定める様式により遅滞無く当該指定研修会の承認をした都道府県医

師会長を経由して日本医師会に届け出なければならない。

- 3 日本医師会は、本条に定める登録を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。
- 4 日本医師会は、第1項の各号のうち、第一号、第三号乃至第六号の事項を全て公表することができる。ただし、同項第一号の修了者の住所は都道府県名に限る。
- 5 日本医師会は、修了証を交付した者が拒否した場合には、前項の公表をしない。

【再修了、修了証への追記】

- 第17条** 日本医師会長は、修了証を交付した者が指定研修会を再び修了した場合（以下、「再修了」）において、次項による確認をしたときには、その旨を修了証に追記する。
- 2 日本医師会は、前項に係る修了証の追記の申請を受理したときには、当該申請を行った者（以下、「再申請者」）の要件について、遅滞無く第12条に定める事項を確認しなければならない。
 - 3 日本医師会長は、第1項の追記に代えて証票を交付することができる。
 - 4 日本医師会は、修了証の追記を行ったときは、遅滞無くその旨を修了者名簿に登録する。
 - 5 再修了については、本条に定める他、第11条から第16条の規定を準用する。
 - 6 再修了に係る手続を再び行う場合は、本条の規定を準用する。

【修了証の交付の取り消し等】

- 第18条** 日本医師会長は、修了証を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、修了証の交付を取り消し、交付した修了証の返還を求めることができる。また、第2号乃至第4号の事項に該当すると認める場合には、今次以後、当該者に係る修了証の交付の申請の受理を拒否することができる。
- (1) 第12条に定める資格を有していない者と確認されたとき
 - (2) 医師の倫理に違反したとき
 - (3) 修了証を交付された事実を営利に利用したとき
 - (4) その他本研修の品位を貶める言動をしたとき
- 2 日本医師会は、前項により、当該修了証の交付を取り消したときには、遅滞なく修了者名簿から当該者に係る登録を削除する。

第4章 雑則

【本要綱等の制定及び改廃】

- 第19条** 本要綱及び関係の規定等の制定及び改廃は、日本医師会がこれを行うものとする。
- 2 日本医師会が前項の制定及び重大な改廃を行うにあたっては、あらかじめ日本医師会救急災害医療対策委員会の意見を聴くものとする。

附 則

【施行期日】

第 1 条 本要綱及び関係の規定等は、平成 1 6 年 3 月 1 日より施行する。

【経過措置】

第 2 条 本要綱の施行の日前に実施された研修会であって、第 8 条による申請を行ったものについては、その実施日に関わらず、本研修における指定研修会の指定の対象とする。

2 本要綱の施行の日において、研修会実施主体が指定研修会を修了したとして認めている者であって、施行の日以降に第 1 1 条による修了証の交付の申請を行ったものについては、その修了日に関わらず、本研修における申請者とみなす。

3 前項により当該申請者について修了証の交付の要件を満たしていると確認された場合には、第 3 章の規定により、修了証を交付し、修了者名簿に登録する。

【本研修及び我が国における A C L S 教育の将来のあり方】

第 3 条 日本医師会は、本研修及び我が国における A C L S 教育の将来のあり方について、次の各号に掲げる事項を中心に検討し、その実施に努めるものとする。

(1) A C L S 教育に関するテキストの整合

(2) A C L S 教育を指導する講師やインストラクター等の養成カリキュラムの統一

(3) A C L S 及び A C L S 教育に要する機器等の導入の推進方策

(4) 救急医療に従事する医師に対する A C L S 教育の普及

(5) 本研修の効果に対する検証

標準カリキュラム

実 習	教 科	内 容	概ねの時間
	当日前 テキスト、「救急蘇生法の指 針」の熟読	1．医師による救命処置・治療実施の意義 2 - 1．B L S（一次救命処置） 2 - 2．A C L S（二次救命処置） 3．用語の説明 4．倫理的、法的な問題（特に医療機関外での処置時） 5．我が国の救急医療システム	—
	オリエンテーション	・ A C L S コースの概要説明、注意事項説明等	2 0 分
	B L S（一次救命処置） Primary ABC(D)	B L S の手技	1 時間
	A C L S（二次救命処置） 除細動 + Secondary ABCD	1．A E D の使用に習熟、モニター診断と除細動も併せて実施 2．気道確保・換気：特に、救急救命士が実施できる（予定）気管挿管等に習熟 3．救急医薬品の使用（輸液～静脈内投与、気管内投与、骨髄内投与） 4．心室細動（VF）／無脈性心室頻拍（Pulseless VT） 5．無脈性電気活動（PEA）／心静止（Asystole）	約 4 時間 （各 5 0 分）
	体験学的シミュレーション（メガコード）	ケーススタディによる実習 a 救急医療設備が限られているケース（診療所、航空機内など） b 患者の発生から B L S、A C L S を一貫して行うケース ・ 除細動対応の訓練用人形、心電図モニター等を使用し、患者発生～通報～Primary ABC(D)～（搬送）～除細動～Secondary ABCD、薬剤投与等を実施 ・ 通報、意識の確認、周囲への協力要請、役割分担、群衆コントロール、救急車への同乗の判断等を含む	1 時間
	反省会	質疑応答など	3 0 分
	修了式		1 0 分

時間には、準備・休憩時間を含む

日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修要綱

細 則

【定義】

第 1 条 本細則の用語は、日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修要綱（以下、「本研修要綱」）に基づき、次の例による。

- （ 1 ）本研修 日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修
- （ 2 ）運営委員会 日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修運営委員会
- （ 3 ）指定研修会 日本医師会会長が指定を行った指定研修会
- （ 4 ）指定番号 日本医師会会長が指定を行った際に付す指定研修会の番号
- （ 5 ）修了証登録番号 日本医師会会長が修了証を交付した際に付し、修了証に記載する番号
- （ 6 ）修了者名簿 日本医師会会長が修了証を交付した者の名簿
- （ 7 ）オプション研修 本要綱に定める学習目標やカリキュラム等を超えるものと認められる研修
- （ 8 ）再修了 修了証を交付した者が指定研修会を再び修了したこと

【運営委員会の組織】

第 2 条 運営委員会は、日本医師会役員より選任する委員によって構成する。

- 2 運営委員会委員のうちから委員長を選任する。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 運営委員会の事務局は、日本医師会地域医療第 1 課に置く。

【運営委員会の職務】

第 3 条 運営委員会の職務は、次の各号のとおりとする。

- （ 1 ）都道府県医師会長より申請された指定研修会の指定に関する検討
 - （ 2 ）指定研修会の指定の取り消しに関する検討
 - （ 3 ）都道府県医師会長より申請された修了証の交付に関する検討
 - （ 4 ）修了証の交付の取り消しに関する検討
 - （ 5 ）本研修要綱及び細則並びに関連規定の改廃に関する検討
 - （ 6 ）その他本研修に関する検討
- 2 運営委員会の委員長は、前項各号の検討の結果について、日本医師会会長に報告する。

【申請】

第 4 条 指定研修会の指定に係る申請をするときは別記様式 1 - 1 により行い、申請した事項を変更するときの様式は別記様式 1 - 2 により行う。

- 2 修了証交付に係る申請をするときは別記様式 2 により行う。オプション研修の特記

及び再修了の追記に係る申請をするときも同様とする。

3 修了証を交付した者の名簿の内容を変更するときは別記様式3により行う。

4 日本医師会は、前三項の受付を随時行う。

【番号】

第5条 指定研修会番号は、次の各号により構成し、下表のとおり組み合わせる。

(1) 左より1及び2桁目 指定年度 指定研修会の指定を行った年度(西暦)の下2桁

(2) 同3及び4桁目 別表に定める都道府県番号

(3) 同5桁目 属性 研修会実施主体が、医師会の場合はA、国・地方公共団体・独立行政法人等はB、医師会以外の公益団体(学会、NPO等)はC、その他の団体はD、個人はE

(4) 同6乃至8桁目 任意の番号(受付順)

	指定年度	都道府県番号	属性	任意の番号
例	03	00	A	001

2 修了証登録番号は、次の各号により構成し、下表のとおり組み合わせる。

(1) 左より1及び2桁目 修了証を交付した年度(西暦)の下2桁

(2) 同3桁目 属性 修了証を交付した者が、開業医(医療機関の開設者、管理者又は医療機関開設者たる法人の代表者)の場合はA、勤務医の場合はB、医師法に基づく研修医の場合はC、その他の場合はD

(3) 同4乃至8桁目 指定研修会番号 左より1、2桁目及び6乃至8桁目

(4) 同9乃至11桁目 任意の番号(受付順)

	修了証発行年度	属性	指定研修会番号	任意の番号
例	03	A	03001	001

【公告】

第6条 日本医師会は、次の各号に定める方法により、本研修に関する事項のうち、その目的、指定研修会の指定方法、修了認定の方法その他必要な事項の公告を行う。

(1) 日本医師会雑誌

(2) 日本医師会ホームページ

(3) その他適当と認められる方法

2 日本医師会は、指定研修会の指定を行ったときには、次の各号に定める方法により、その研修会実施主体、実施場所及び日時その他必要な事項の公告を行う。

(1) 日本医師会雑誌

(2) 日本医師会ホームページ

(3) その他適当と認められる方法

3 日本医師会が修了証を交付したときに修了証を交付した者の氏名及び住所、当該指

定研修会の名称、実施主体及び受講日、修了証に特記できるオプション研修を公表するときは、次の各号に定める方法によって行う。

- (１) 日本医師会ホームページ
- (２) その他適当と認められる方法

【修了証】

第 7 条 修了証の様式は、別記様式 4 とする。

- 2 再修了に関する証票の様式は別記様式 5 - 1 とし、またオプション研修に関する証票の様式は別記様式 5 - 2 とする。

【本細則の改廃】

第 8 条 本細則の改廃は、日本医師会が行う。

【施行期日】

第 9 条 本細則の施行は、平成 1 6 年 3 月 1 日とする。

都道府県名	都道府県番号	都道府県名	都道府県番号
北海道	1	滋賀	2 5
青森	2	京都	2 6
岩手	3	大阪	2 7
宮城	4	兵庫	2 8
秋田	5	奈良	2 9
山形	6	和歌山	3 0
福島	7	鳥取	3 1
茨城	8	島根	3 2
栃木	9	岡山	3 3
群馬	1 0	広島	3 4
埼玉	1 1	山口	3 5
千葉	1 2	徳島	3 6
東京	1 3	香川	3 7
神奈川	1 4	愛媛	3 8
新潟	1 5	高知	3 9
富山	1 6	福岡	4 0
石川	1 7	佐賀	4 1
福井	1 8	長崎	4 2
山梨	1 9	熊本	4 3
長野	2 0	大分	4 4
岐阜	2 1	宮崎	4 5
静岡	2 2	鹿児島	4 6
愛知	2 3	沖縄	4 7
三重	2 4		

日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修指定申請書

平成 年 月 日

日本医師会長 殿

本職は、別紙の A C L S 研修会について、日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修要綱に定める指定研修会の指定を受けることを承認し、その申請をいたします。

また、申請にあたり、貴会が本件の審査を行うために必要な資料として、下記の書面を添付いたします。

医師会 _____

住所地 _____

会長の氏名 _____ 印

添付文書

一 _____
(研修会実施主体の事業内容を説明する書面 (医師会の場合は不要))

二 _____
(研修会の対象者、教育内容 (カリキュラム) 及び修了認定方法を説明する資料)

三 _____
(その他、テキスト等日本医師会が研修会指定のための審査を行うのに必要な資料)

日本医師会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受付番号	
摘 要	認 否 ()		
指定番号			

A C L S 研修会の実施主体			
A C L S 研修会の名称			
実施日時	日時：平成 年 月 日 時～ 時		
教育時間数	教育時間数： 時 分（休憩除く）		
開催場所			
受講（予定）者数	人		
対象者の資格、職種等 （該当職種に○印）	日本医師会員限定 研修会実施主体会員限定 医師 看護職員 救急救命士 歯科医師 他の医療資格者（ ） その他（ ）		
使用テキスト、マニュアル （該当項目に○印）	「救急蘇生法の指針（医師用）」 「救急蘇生法の指針（医師用）」に準拠するもの （ ） その他（ ）		
A E D 及び訓練用人形の確保 策（該当項目に○印）	A E D： 保有 借用（ より） 訓練用人形： 保有 借用（ より）		
講師・インストラクター等の 氏名、職種、所属	氏名	職種	所属
	日医 太郎	医師	日医病院救命救急センター
オプション研修（該当項目に○印） 本研修修了認定証に特記できる 教育内容	脳卒中への初期対応 外傷への初期対応 その他（ ）		
備考			

「救急蘇生法の指針（医師用）」は、日本救急医療財団監修、同財団心肺蘇生法委員会編著により、（株）へるす出版から出版されています。

日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修

指定研修会申請事項の変更申請書

平成 年 月 日

日本医師会長 殿

本職は、別紙の指定研修会について、先に申請した事項の変更を申請いたします。

医師会 _____

住所地 _____

会長の氏名 印

日本医師会記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受付番号	
摘 要	認 否 ()		
指定番号			

A C L S 研修会の実施主体			
A C L S 研修会の名称 (指定番号)	()		
実施日時	日時：平成 年 月 日 時～ 時		
教育時間数	教育時間数： 時 分 (休憩除く)		
開催場所			
受講 (予定) 者数	人		
対象者の資格、職種等 (該当職種に○印)	日本医師会員限定 研修会実施主体会員限定 医師 看護職員 救急救命士 歯科医師 他の医療資格者 () その他 ()		
使用テキスト、マニュアル (該当項目に○印)	「救急蘇生法の指針 (医師用)」 「救急蘇生法の指針 (医師用)」に準拠するもの () その他 ()		
A E D 及び訓練用人形の確保 策 (該当項目に○印)	A E D： 保有 借用 (より) 訓練用人形： 保有 借用 (より)		
講師・インストラクター等の 氏名、職種、所属	氏名	職種	所属
	日 医 太 郎	医師	日医病院救命救急センター
オプション研修 (該当項目に○印) 本研修修了認定証に特記できる 教育内容	脳卒中への初期対応 外傷への初期対応 その他 ()		
備考			

「救急蘇生法の指針 (医師用)」は、日本救急医療財団監修、同財団心肺蘇生法委員会編著により、(株)
へるす出版から出版されています。

日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修

修了証の交付 (再修了またはオプション研修に関する証票交付、修了証再交付) 申請書

平成 年 月 日

日本医師会長 殿

本職は、指定研修会を修了した別紙の者について、日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修要綱に定める修了証 (再修了またはオプション研修に関する証票交付、修了証再交付) の交付を申請いたします。

医師会 _____

住所地 _____

会長の氏名 _____ 印

日本医師会記入欄

受付年月日	平成 年 月 日	受付番号		摘 要	認 否
-------	----------	------	--	-----	-----

(1) 研修会の名称 _____ 指定研修会番号 _____

(2) 研修会の実施日 (受講日) _____

(3) 研修会の修了者のうち、修了証の交付等の申請を行う者 (医師に限る)

認 否	修了者の氏名 生年月日	修了者の住所 (連絡先)	医籍登録番号又は 日本医師会員 ID 番号	オプション研修	属性(該当選択肢 を記入)
例	(ニチイ タロウ) 日 医 太 郎 明治 年 月 日生	東京都文京区本駒込 2-28-16 日医診療所 TEL 03-3946-2121	1 2 3 4 5 6 7 8 9	外傷の初期対応	A 開業医・院長等 B 勤務医 C 研修医 D その他
	() 明治 年 月 日生	TEL			
	() 明治 年 月 日生	TEL			

(現在のページ番号) / (総ページ数)

認 否	修了者の氏名	修了者の住所（連絡先）	医籍登録番号又は 日本医師会員 ID 番号	オプション研修	属性(該当選択肢 を記入)
	() 明治昭和 年 月 日生	TEL			
	() 明治昭和 年 月 日生	TEL			
	() 明治昭和 年 月 日生	TEL			
	() 明治昭和 年 月 日生	TEL			
	() 明治昭和 年 月 日生	TEL			

（現在のページ番号） / （総ページ数）

日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修修了者名簿変更届出書

平成 年 月 日

日本医師会長 殿

本職は、別紙の者について、日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修修了者名簿に登録されている事項に変更が生じたため、該当事項の変更を届出いたします。

医師会 _____

住所地 _____

会長の氏名 _____ 印

日本医師会記入欄

受付年月日	平成 年 月 日	受付番号		摘 要	認 否
-------	----------	------	--	-----	-----

認 否	修了者の氏名	修了者の住所（連絡先）	医籍登録番号又は 日本医師会員 I D 番号	修了証登録番号
	（ ニチイ タロウ ） 日 医 太 郎	東京都文京区本駒込 2-28-16 日医診療所 TEL 03-3946-2121	1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 3 A 0 3 0 0 1 0 0 0 1
	（ ）	TEL		
	（ ）	TEL		
	（ ）	TEL		
		TEL		

（現在のページ番号） / （総ページ数）

別記様式 4 < 略 >

別記様式 5 - 1 及び 5 - 2 < 略 >

日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修要綱 概要

【目的】

日本医師会員の生涯教育として A C L S 教育を位置づけ、医師による効果的な救命処置・治療の実施を推進し、救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に資すること。

【名称・定義】

「日本医師会 A C L S (二次救命処置) 研修」(以下、「本研修」) と称し、地域の医師会等が実施する二次救命処置 (Advanced Cardiac Life Support。以下、「A C L S」) に関する教育を内容とする研修会であって、日本医師会長が指定するものを修了した医師について、修了証を交付する。

【基本理念】

- 1 . A C L S 研修を、日本医師会の生涯教育に位置づけること
- 2 . 医師による救命処置・治療実施の意義を訴え、それを推進するものであること
- 3 . わが国の A C L S 教育の整合を図るものであること
- 4 . 主たる対象者を、常時救急医療に従事しない全ての医師とすること
- 5 . A C L S 研修会を修了した者が、継続的な研鑽に励むことを推進するものであること

【責務】

- 1 . 日本医師会・都道府県医師会：
我が国における救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に努めること
生涯教育等により、A C L S の普及啓発を図ることに努めること
- 2 . A C L S 研修会実施主体：研修会の適正な実施、運営に努めること
- 3 . 修了証の交付を受けた者：
修得技能の維持や新たな知見、技能の修得のため、継続的な研鑽に努めること

【運営】：日本医師会が運営する。また、本研修の実務を行う機関として、日本医師会役員で構成される運営委員会を設置する。

【学習目標】

コース目標	系統的な A C L S アプローチに基づいた、急変患者への適切な対処やチーム蘇生の方法を習得する
学習目標	突然の心停止に対して最初の 10 分間の適切な蘇生法を修得する
到達目標	A C L S アルゴリズムにおける Primary ABCD survey、Secondary ABCD survey について説明できる
	蘇生を始める必要性を判断でき、行動に移すことができる
	B L S (一次救命処置) に習熟する
	A E D (Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器。以下、「A E D」) を安全に操作できる
	心停止の 4 つの心電図波形を診断できる
	除細動の適応を判断できる

	除細動を安全かつ確実に行うことができる
	状況と自分の技能に応じた気道管理法を選択し実施できる
	気道が確実に確保できているかどうかを判断できる
	状況に応じて適切な薬剤を適切な方法で投与できる
	治療可能な心停止の原因を知り、原因検索を行動にできる
	経皮ペースティングの適応を述べるができる

【研修会の指定】

都道府県医師会が承認した A C L S 研修会について、次の基準に照らして審査し、その内容等を勘案して研修会の指定を行う。

- 1．学習目標が、上記の表に掲げられている事項と合致すること
- 2．教育内容が、救急医療設備の限られた医療機関等での心停止例を考慮していること
- 3．主な対象者が、常時、救急医療に従事しない医師であること
- 4．教育内容が、標準カリキュラムと同等又はそれ以上であると認められること
- 5．講師やインストラクター等が、救急蘇生法に精通している者であること
- 6．実習が、受講者を 1 グループ最高 6 人に分けて行うものであること
- 7．実習の内容が、気管挿管及び除細動の習熟を含むものであること
- 8．気管挿管器具、A E D や訓練用人形等、所定の器具等を用いた実習であること
- 9 テキストが、「救急蘇生法の指針」(医師用) 又はこれに準拠するものであること

【修了証交付の申請】

都道府県医師会長が、日医会長に対して本研修修了証の交付の申請を行う。

【修了証交付の要件の確認】

日本医師会は、修了証の交付にあたり、指定研修会を修了した者について、次の要件を満たしているかを確認する。

- 1．医師であること
- 2．修了した研修会が、本研修の指定を受けていること
- 3．その指定研修会を修了していること

【修了証の交付】

日本医師会長は、修了者が上記の要件を満たしていることを確認したとき、都道府県医師会長を経由して、修了証を交付する。

修了証を交付した者が、再び指定研修会を修了した場合には、証票を交付する。

脳卒中や外傷への初期対等等、本研修の学習目標等を超えるもの（オプション研修）を修了した場合には、証票を交付する。

【修了者の登録】

日医に「日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修修了者名簿」を備え置き、修了証交付時に修了者の氏名及び住所や指定研修会の名称等を登録する。

【修了証の交付の取り消し等】

修了証を交付した者が、要件を満たしていないとき、または医師の倫理に反する行為をしたとき等に該当すると認める場合には、日医会長は、修了証の交付を取り消し、その返還請求等ができる。

【手数料その他の費用】

日本医師会は、研修会の指定、修了証の交付や修了者名簿への登録にあたり、研修会実施主体や申請者等から、一切の手数料その他の費用等を徴収しない。

【本要綱等の制定及び改廃】

本要綱等の制定・重大な改廃の際は、日医救急災害医療対策委員会の意見を聴く。

【施行期日】

平成16年3月1日。

【経過措置】

本要綱の施行日において、研修会実施主体が指定研修会を修了したとして認めている者は、その修了年度に関わらず、本研修修了証の交付の対象者とみなす。

【本研修及び我が国におけるACLS教育の将来のあり方】

日医は、次の事項を中心に検討し、その実施に努める。

- 1．わが国のACLS教育に関するテキストの整合
- 2．わが国のACLS教育の講師やインストラクター等の養成カリキュラムの統一
- 3．わが国のACLS及びACLS教育に要する機器等の導入の推進方策
- 4．わが国の救急医療に従事する医師に対するACLS教育の普及
- 5．本研修の効果に対する検証

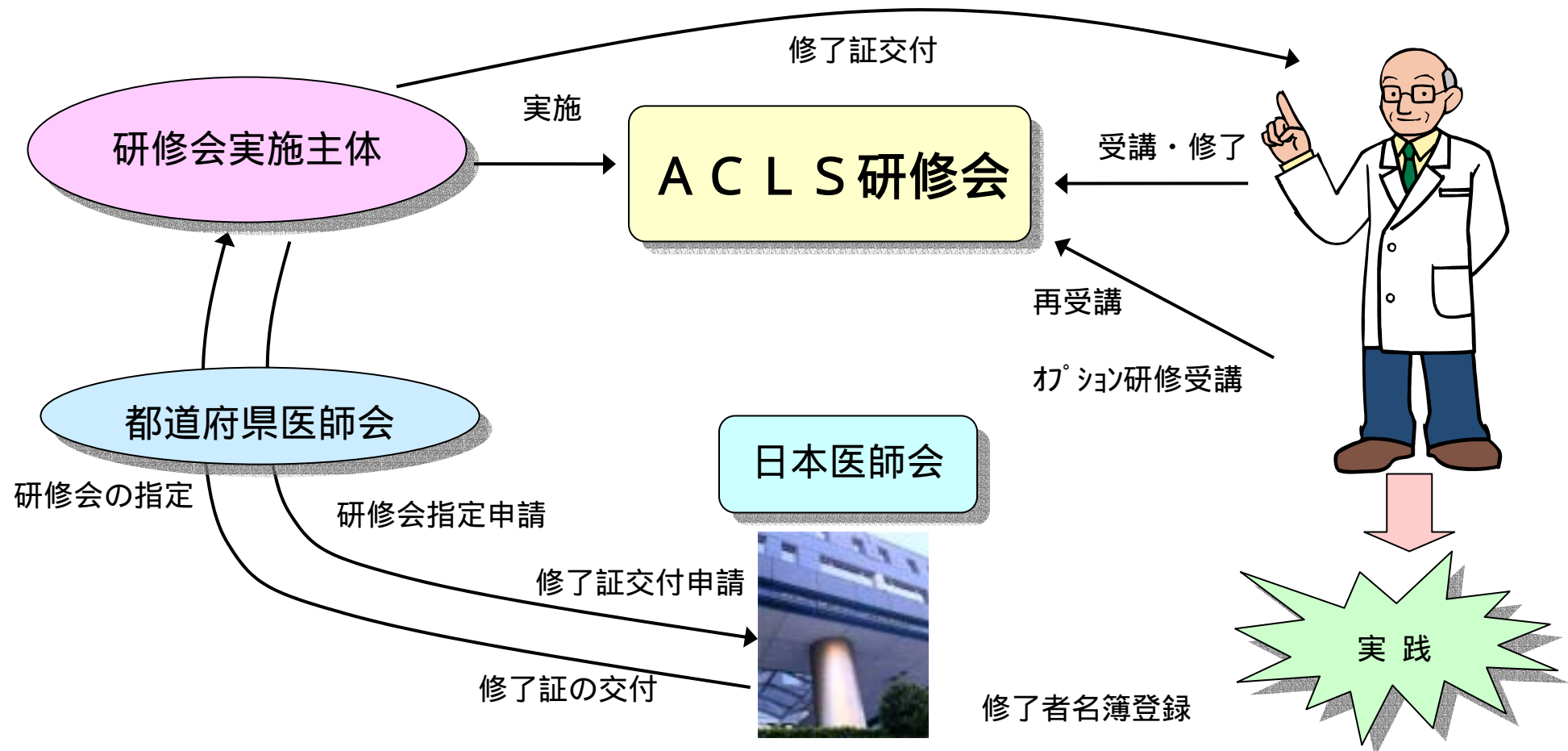
標準カリキュラム

実
習

教 科	内 容	概ねの時間
当日前 テキスト、「救急蘇生法の指針」の熟読	1 . 医師による救命処置・治療実施の意義 2 - 1 . B L S (一次救命処置) 2 - 2 . A C L S (二次救命処置) 3 . 用語の説明 4 . 倫理的、法的な問題 (特に医療機関外での処置時) 5 . 我が国の救急医療システム	—
オリエンテーション	・ A C L S コースの概要説明、注意事項説明等	2 0 分
B L S (一次救命処置) Primary ABC(D)	B L S の手技	1 時間
A C L S (二次救命処置) 除細動 + Secondary ABCD	1 . A E D の使用に習熟、モニター診断と除細動も併せて実施 2 . 気道確保・換気：特に、救急救命士が実施できる (予定) 気管挿管等に習熟 3 . 救急医薬品の使用 (輸液～静脈内投与、気管内投与、骨髄内投与) 4 . 心室細動 (VF) / 無脈性心室頻拍 (Pulseless VT) 5 . 無脈性電気活動 (PEA) / 心静止 (Asystole)	約 4 時間 (各 5 0 分)
体験学的シミュレーション (メガコード)	ケーススタディによる実習 a 救急医療設備が限られているケース (診療所、航空機内など) b 患者の発生から B L S、A C L S を一貫して行うケース ・ 除細動対応の訓練用人形、心電図モニター等を使用し、患者発生～通報～Primary ABC(D)～(搬送)～除細動～Secondary ABCD、薬剤投与等を実施 ・ 通報、意識の確認、周囲への協力要請、役割分担、群衆コントロール、救急車への同乗の判断等を含む	1 時間
反省会	質疑応答など	3 0 分
修了式		1 0 分

時間には、準備・休憩時間を含む

日本医師会 A C L S（二次救命処置）研修 イメージ



日医 A C L S（二次救命処置）研修の流れ

